

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

津市教育委員会委員長 中西 智子

津市教育委員会規則第2号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成18年津市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会印の項中「一般」の次に「及び電子公印用」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

津市教育委員会委員長 中西 智子

津市教育委員会規則第3号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成18年津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「2学級」を「3学級」に改め、同条第5号中「3学級」を「2学級」に改め、同条第23号中「2学級」を「3学級」に改め、同条第27号中「3学級」を「4学級」に改め、同条第34号中「4学級」を「3学級」に改め、同条第36号中「6学級」を「5学級」に改め、同条第40号中「5学級」を「4学級」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年3月26日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成19年3月27日（火）午前10時から
- 2 招集の場所 津図書館視聴覚室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市教育委員会公印規則の一部の改正について
 - (2) 津市立幼稚園則の一部の改正について
 - (3) 就学等に関する規則の一部の改正について
 - (4) 平成19年度津市学校教育推進計画（案）について